**平成２３年（フ）第１１３号**
神戸市中央区相生町５丁目17番６―507号
債務者　松岡　洋代（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１３８号**
神戸市須磨区若木町１丁目13番19号　ロイヤル阪神503号
債務者　田村　琴代
1　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第６号**
鳥取県米子市東福原２丁目３番15号
債務者　井原　和哉
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２３年（フ）第７号**
鳥取県米子市東福原２丁目３番15号
債務者　井原　良江
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２３年（フ）第８号**
鳥取県米子市東福原２丁目３番15号
債務者　井原　俊哉
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２３年（フ）第１２号**
鳥取県日野郡日野町本郷802番地
債務者　宮田　浩希
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２２年（フ）第１５７号**
広島県尾道市美ノ郷町本郷4012番地２
債務者　古川　鉄男
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２２年（フ）第１７９号**
広島県尾道市栗原町1566番地９
債務者　池田　　靖
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２２年（フ）第１８０号**
広島県三原市宮沖３丁目３番23号
債務者　胡　　正人
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第６号**
広島県三原市宮沖４丁目９番16号　B―106、住民票上の住所福岡県北九州市小倉南区中貫２丁目６番33号
債務者　師井　春美
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２３年（フ）第２３号**
広島県尾道市美ノ郷町三成351番地39　１―104
債務者　槙田　良宏
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２２年（フ）第１０６号**
福岡県八女郡広川町大字新代1567番地３　風の谷202号
債務者　江上真依子（旧姓紫牟田）
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

**平成２３年（フ）第４号**
福岡県筑後市大字一条591番地５　ハッピーマンション102号
債務者　戸田　由規（旧姓阿志賀）
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

**平成２３年（フ）第４号**
宮崎県串間市大字西方12007番地１、前住所鹿児島県肝属郡肝付町前田572番地９
債務者　清水　　真
1　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

**平成２３年（フ）第２７号**
福島市方木田字田仲３番地の２
債務者　室井　玲子
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福島地方裁判所

**平成２３年（フ）第２５号**
福島県郡山市富久山町福原字五斗蒔田58番地の19
債務者　佐藤はつ子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２３年（フ）第１５７号**
愛知県瀬戸市窯町522番地の８
債務者　森　レイ子（旧姓萩尾）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部